

情報通信審議会電気通信事業部会電気通信番号委員会（第9回）議事録

日時 平成20年2月4日（月）13:00～13:30

場所 中央合同庁舎第2号館 第1・2・3会議室

参加者 電気通信番号委員会 酒井主査、池田委員、一井委員、河村委員、  
椋田委員

総務省 武内電気通信事業部長、古市料金サービス課長、  
竹内電気通信技術システム課長、宮本番号企画室長、  
植松番号企画室課長補佐

【議事要旨】

1. 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれ  
に対する考え方（案）について

- 電気通信番号規則の一部を改正する省令案について意見募集を行った結果の報告と、寄せられた意見に対する電気通信番号委員会の考え方（案）について、資料を基に議論が行われ、案のとおり承認された。

2. その他

- 携帯電話の番号ポータビリティの利用状況について、参考資料に基づき説明がなされた。
- 今後のスケジュールについて説明がなされた。

## 【主な発言等】

### 1. 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

酒井主査 本日の議題は、昨年12月18日に情報通信審議会に諮問された「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」について、同日から本年の1月17日までの間に意見募集を行ったところであるが、その結果と、寄せられた意見に対する考え方（案）について検討していきたいと思う。

なお、本日の議事については公開して問題ないと考えているが、宜しいか。各委員 了。

酒井主査 それでは、配布資料について事務局から説明されたい。

（宮本番号企画室長から、資料、参考資料1及び参考資料2に基づき、電気通信番号規則改正の概要、意見募集の結果及び寄せられた意見に対する考え方（案）を説明。）

<質疑応答については以下のとおり。>

酒井主査 現在の携帯電話の番号ポータビリティに関しては、その手続きについて、円滑に行うべきといったことは、規則上、何か記述されているのか。

宮本番号企画室長 規則上、手続きについて定めたものはない。

酒井主査 了。今回頂いたご意見も、MNOに係る手続きと同様に、MVNOに係る番号ポータビリティの手続きも、特に煩雑にならないようにして欲しいという趣旨だと考える。

何かご意見あるだろうか。

池田委員 今回寄せられた意見に関して、例えば、MNOがMVNOに対して、番号ポータビリティのためにかかる手間、費用又は時間がかかるよう設定したり、あるいは故意に手続きを遅延させることによって、競合他社に顧客が逃げてしまうのを防ごうとするような行為を行った場合は、独占禁止法の観点からいえば、競争者に対する取引妨害に当たるような行為となるのではないかと思う。したがって、このような行為に対する懸念は、妥当なものではないかと考えている。

寄せられた意見に対する考え方（案）では、本改正案は、ルーティング変更などシステム上の措置に関するものであり、受付等の手続きについては「M

「VNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映することが適当ということになっているが、どういう形で反映されるのか。

宮本番号企画室長 資料の考え方の部分に記述している趣旨を、ガイドラインにも記述するという形で考えている。

酒井主査 番号ポータビリティの手続きについては、現行の規則上、例えば、「1日以内」に手続きを行う等の規定は存在しない。本意見に係る懸念は、MNOからの番号ポータビリティについても同様に存在するのではないか。

池田委員 おっしゃるとおり。独占禁止法の観点では、競争に対する影響ということで問題にできそうだが、電気通信事業法の観点では、ガイドラインに沿った対応がなされていなかった場合、利用者にとって簡便で利用しやすい手続きになっていないことが違反になるのだろうか。

宮本番号企画室長 違反というのは、どのような趣旨か。

酒井主査 例えば、MVNOから転出する場合には1カ月待たされるなど、MNO同士で不便なくできていることがMVNOではできないということであれば、それは何か指導することになるだろうか。また、その場合、規則に対する違反とはならないのだろうか。

宮本番号企画室長 規則に対する違反という形ではないと思う。ただ、例えば、MNOとMVNOとの間で、番号ポータビリティの手続きに関して連携がうまくいかず、MVNOからの転出に何日もかかるような場合には、当然利用者からの苦情も想定される。そのような場合には、当然指導を行うことも考えられるかと思う。

酒井主査 独占禁止法の場合、違反になるということか。

池田委員 そのとおり。

酒井主査 手続きの部分については、運用上、実際に何か問題が出てきたらという話ではないかと思う。

他にご意見はあるだろうか。では、寄せられた意見に対する考え方については、この案のとおりとさせて頂きたいと思うが、宜しいだろうか。

(一同、頷く)

酒井主査 では、寄せられた意見に対する考え方について、私から電気通信事業部会へ報告することとしたいと思う。

## 2. その他

(宮本番号企画室長から、参考資料3に基づき、携帯電話の番号ポータビリティの利用状況を説明。)

酒井主査 携帯電話契約数が1億ほどと聞いているが、累計では既に契約数全体の4%程度の番号ポータビリティの利用件数があったということか。

宮本番号企画室長 そのとおり。

椋田委員 参考資料1には、平成18年11月施行の電気通信番号規則と書いてあるが、参考資料3を見ると平成18年10月24日開始とある。これは、施行の1週間前から番号ポータビリティが始まったということか。

宮本番号企画室長 そのとおり。施行の1週間前から開始されているということである。

一井委員 有意な傾向かどうかはわからないが、3月に利用が多いようだ。今年の3月がどうなるのか、興味があるところ。

宮本番号企画室長 一般的に、番号ポータビリティに限らず、3月は携帯電話の契約件数が多く、契約が動く時期と聞いている。

一井委員 入学前の時期とか、そういうことなのだろうか。

酒井主査 今年の3月も増えていれば、それが背景にあると言えるだろう。

他は宜しいだろうか。

では、本日の会合はこれで終了としたいと思う。今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

植松番号企画室課長補佐 今後の予定については、2月15日（金）に電気通信事業部会の開催が予定されている。その際、酒井主査より、本日ご検討頂いた内容を、番号委員会の検討結果としてご報告頂く予定。

また、その際に事業部会でご審議頂いた後、特段問題がなければ、同日付で答申が頂ける予定となっている。

以上